

## 山口県公共事業評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)設置要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を招集するときは、会議の10日前までに日時、場所及び議案を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(会議の開催時期)

第3条 会議の開催は、委員長が決定し、行うものとする。

(会議の成立条件及び決定方法)

第4条 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議対象事業の資料)

第5条 委員会には、次の各号の資料を提出するものとする。

(1) 再評価及び事後評価を実施する事業とその事業に対する対応方針(原案)の一覧表

(2) 各事業所管部局において定める「再評価実施要領」及び「事後評価試行実施要領」に基づき作成される再評価及び事後評価に係る資料

(3) その他審議に必要な資料

(代理出席)

第6条 委員及び臨時委員の代理出席は、認めないものとする。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の非公開)

第8条 会議は、委員長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(第5条の資料の公開)

第9条 会議で用いた資料、審議内容及び審議経過等について、知事が個人情報、協力・信頼関係の維持等公表することが適切でないと判断し、委員長が了解したものを除き、委員長は、公開するものとする。

### 附 則

1 この要領は、平成10年11月24日から施行する。

2 この要領は、平成11年10月18日から施行する。

3 この要領は、平成13年10月25日から施行する。

4 この要領は、平成19年 8月10日から施行する。

5 この要領は、平成22年 8月 5日から施行する。